

NEWS RELEASE

平成29年2月21日14時 資料配付

 **国土交通省**
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
神戸運輸監理部



配布先

神戸海運記者クラブ

この件に関するお問い合わせ先

神戸運輸監理部 海事振興部 船員労政課 筒井、西澤
(電話) 078-321-3149 (直通)

兵庫県の船員の最低賃金が改正されます

本日、神戸運輸監理部の管轄区域（兵庫県）の船員に関する最低賃金を改正する旨の官報公示を行いました。これにより、下記のとおり総トン数100トン未満の内航船など3業種に関し、船員法の適用を受ける船員の最低賃金が改正されることとなりましたので、お知らせいたします。

今回の改正を受けて神戸運輸監理部管内の最低賃金（月額）は、「内航船」は近畿運輸局に次いで全国2位、「旅客船」は関東運輸局、沖縄総合事務局に次いで全国3位、「漁業（沖合底びき）」は全国1位となります。

なお、総トン数100トン以上の内航船など国土交通大臣の決定する船員の最低賃金は、昨年12月28日に一律1,000円アップで改正されています。

記

【発効日】平成29年3月23日（木）

【内航鋼船運航業及び木船運航業】注1)

一律1,350円アップ[°] 0.55~0.76%アップ[°] (対前年比)

職員（はしけ長を含む）246,500円 若年職員注2) 230,050円

部員 187,900円 若年部員注3) 178,600円

注1.国内各港間のみを航海する船舶で、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、鋼製はしけ、木船に適用（下記2業種及びサルベージ業を除く）。

注2.「若年職員」：船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程毎に定める期間に満たない者。

注3.「若年部員」：海上経験3年未満の者。

【海上旅客運送業】注4)

一律1,300円アップ[°] 0.54~0.72%アップ[°] (対前年比)

職員 242,700円 部員 180,900円

注4.平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶、限定沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、旅客運送の用に供するものに適用。

【漁業（沖合底びき網漁）】注5)

3,000円アップ[°] 1.52%アップ[°] (対前年比)

一人歩注6) 199,800円

注5.推進機関を有する沖合底びき網漁業の総トン数15トン以上の漁船に適用。

注6.「一人歩」：報酬が歩合制の場合に基準となる配分単位の1単位を有する船員のこと。